



令和7年度版 要覧

社会福祉法人

豊田市社会福祉協議会

ふれあい



2025年 法人化50周年

目次

沿革	1 頁	子どもの相談支援	2 2 頁
組織	3 頁	社協権利擁護事業	2 3 頁
地域福祉活動計画の推進	4 頁	福祉備品の貸出	2 4 頁
事業計画の概要	7 頁	ハイエースの貸出	
予算の概要	9 頁	車いすの貸出	2 5 頁
支え合いの地域づくり	1 0 頁	車いす用福祉車両の貸出	
地域福祉人材の育成		在宅福祉の充実	2 6 頁
ボランティアセンターによる		介護人材育成・確保事業	
地域福祉への住民参加の支援	1 1 頁	高齢福祉、介護保険事業	2 7 頁
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	1 2 頁	障がい福祉、障害者総合支援事業	2 8 頁
赤い羽根協賛 児童・生徒作品コンクールの実施		児童福祉事業	
	1 4 頁	各施設の事業実施状況	2 9 頁
各支所の地域支援	1 5 頁	各支所及び管理施設の紹介	3 0 頁
相談支援の充実	1 8 頁	管理施設の紹介	3 1 頁
各種相談事業			
豊田市障がい者相談支援事業			
低所得者援護事業	1 9 頁		
災害見舞い（社協・日赤事業）	2 0 頁		
地域包括支援センター	2 1 頁		
基幹包括支援センター			
居宅介護支援事業			

《基本理念・基本方針》

理 念

私たちは、地域住民と協働して社会福祉事業を進め、子供から高齢者まですべての人々がともに助け合い、安全で安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりをめざします。

経 営 方 針

- (1) 福祉関係者との連携を密にし、積極的に地域福祉を推進します。
- (2) 愛と思いやりをもって質の高い福祉サービスを提供します。
- (3) 住民(会員)の期待に応えられるよう提案型の事業経営を行います。

職 員 の 行 動 指 針

- (1) 住民から信頼される社会福祉の専門家をめざします。
- (2) 利用者の立場に立って行動するよう努めます。
- (3) 自らの業務に誇りと責任をもって前向きに取り組めます。
- (4) 社会情勢の変化に対応できるよう自己研鑽に努めます。
- (5) ボランティア精神を養い社会貢献に努めます。

治

革

年度	事 項	会 長
昭和49	● 老人福祉センターの受託管理	昭和47 ～ 昭和53.10 宇野長男
昭和50	● 法人登記完了 10月1日	
	● 愛のひまわり資金貸付業務の受託	
	● 日本赤十字社豊田市地区事務局併設	
	● 豊田市共同募金委員会事務局併設	
	● 豊田善意銀行合併	
昭和51	● 豊田市福祉センターの受託管理	
	● 心配ごと相談所・結婚相談所を開設	
	● 高齢者無料職業相談所を開設	
	昭63 高齢者能力開発情報センターに名称変更 平11 豊田市高齢者職業相談室へ移管	
昭和53	● ボランティアセンターを開設	昭和53.11 ～ 昭和57.5 山田義雄
昭和55	● 豊田市高齢者能力活用協会を開設	
	昭56 (社)シルバー人材センターとして独立	
昭和58	● サン・アビリティーズ豊田の受託管理	昭和57.5 ～ 平成 1.9 竹内正和
昭和62	● 障がい者福祉会館の受託管理	
昭和63	● 高齢者温泉休養施設の受託管理	
	平18 指定管理者制度による移管	
平成 1	● 心身障がい児通園事業の受託	平成1.10 ～ 平成5.7 加藤 隆
	平6 福祉事業団へ移管	
平成 2	● ホームヘルプ事業の受託	
	平13 障がい者ヘルプ事業受託 平14 精神障がい者ヘルプ事業受託	
	● C型デイサービス事業(豊寿園)の受託	
平成 3	● 地域福祉サービスセンターを開設	
平成 5	● 在宅重度身体障がい者デイサービス事業の受託	平成5.7 ～ 平成9.9 城殿 晃
平成 6	● 視覚障がい者デイサービス事業の受託	
平成10	● 老人介護支援センター事業の受託	平成9.10 ～ 平成16.5 板倉高夫
	平18 地域包括支援センター事業として受託	
平成11	● 福祉サービス利用援助事業の受託	
	● 地域福祉サービスセンターを豊田市役所へ移転	
平成12	● 介護保険事業の実施[居宅介護支援事業・ホームヘルプ事業]	
	デイサービス事業(豊寿園・養護老人ホーム)] 平15 (社)愛知県同胞援護会へ移管(養護老人ホームデイサービス事業)	
	● 高齢者軽度生活援助員派遣事業の受託	
	● 生きがい活動支援事業の受託(ふれあい通所事業・はつらつクラブ)	
	平26 ふれあい通所事業の自主事業化	
平成13	● 精神障がい者小規模保護作業所の受託	
平成15	● 支援費制度の実施[居宅介護事業・デイサービス事業](知的及び身体障がい者)	
	平18 障害者自立支援法に基づく事業として展開 平25 障害者総合支援法に改称	
平成16	●	平成16.6 ～ 平成21.5 中根芳郎

年度	事 項	会 長
平成17	● 7市町村（豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町）社協合併	
平成18	● 市施設を指定管理者として改めて受託	
平成19	● 豊田市福祉センター移転（旧アイプラザ豊田）	
平成20	● 生活支援員派遣事業の開始	
平成21	● 老人福祉センター豊寿園を公募指定管理者として受託 （他の施設を指定管理者として受託） 地域福祉サービスセンターが元城仮庁舎へ移転	平成21.6 ～ 平成27.5 宇井 銀之
平成23	● 豊田市福祉センター建て替え、地域福祉サービスセンターが豊田市福祉センターへ移転	
平成24	● 基幹包括支援センターの受託	
平成27	● 生活困窮者自立支援事業の受託 ● 第1次地域福祉活動計画実践 平成27年度～平成31年度	平成27.6 ～ 令和2.6 柿島喜重
平成28	● とよた市民福祉大学開講 ● 基幹包括支援センターが豊田地域医療センター内に移転	
平成29	● 成年後見支援センターの受託 ● 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の受託 （高岡コミュニティセンターに「地域福祉コーディネーター」配置） ● 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 ● 認知症初期集中支援チーム発足	
平成30	● 地域福祉推進室の発足 ● 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の受託 （猿投コミュニティセンターに「地域福祉コーディネーター」配置）	
令和 1	● とよた市民後見人の育成 ● 豊田市社会福祉協議会子ども基金の設立	
令和 2	● 生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の開始 ● 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の受託 （高岡、猿投、高橋・松平、上郷コミュニティセンターに「出張所」設置） ● 第2次地域福祉活動計画実践 令和2年度～ ● 全支所、全出張所にボランティアセンターを設置	令和2.6 ～ 令和6.6 幸村的美
令和 3	● 東部ブロック（足助、稲武、下山）、西部ブロック（藤岡、旭、小原）の設置	
令和 4	● 生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の終了 ● 高校生等就学応援金給付の開始 ● 結婚相談室事業の終了	
令和 5	● 豊寿園デイサービスセンター事業の廃止	
令和 6	● 豊田市社会福祉協議会権利擁護基金の設立 ● 基幹包括支援センターを豊田市福祉センターへ移転	令和6.6 ～ 安田明弘
令和7	● 地域福祉サービスセンターの終了 ● 社協ヘルパーステーションの終了 ● 身寄りを頼ることができない方への支援事業の開始	法人化50周年記念ロゴマーク コンセプト…「誰もが安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり」をコンセプトに、あらゆる地域・人を漏らすことなく支える様子を表現しています。また、人・山・川・車・花のイラストで豊田市の魅力を伝え、温かみとぬくもりのあるまちづくりを目指す想いを込めたロゴデザインにしています。



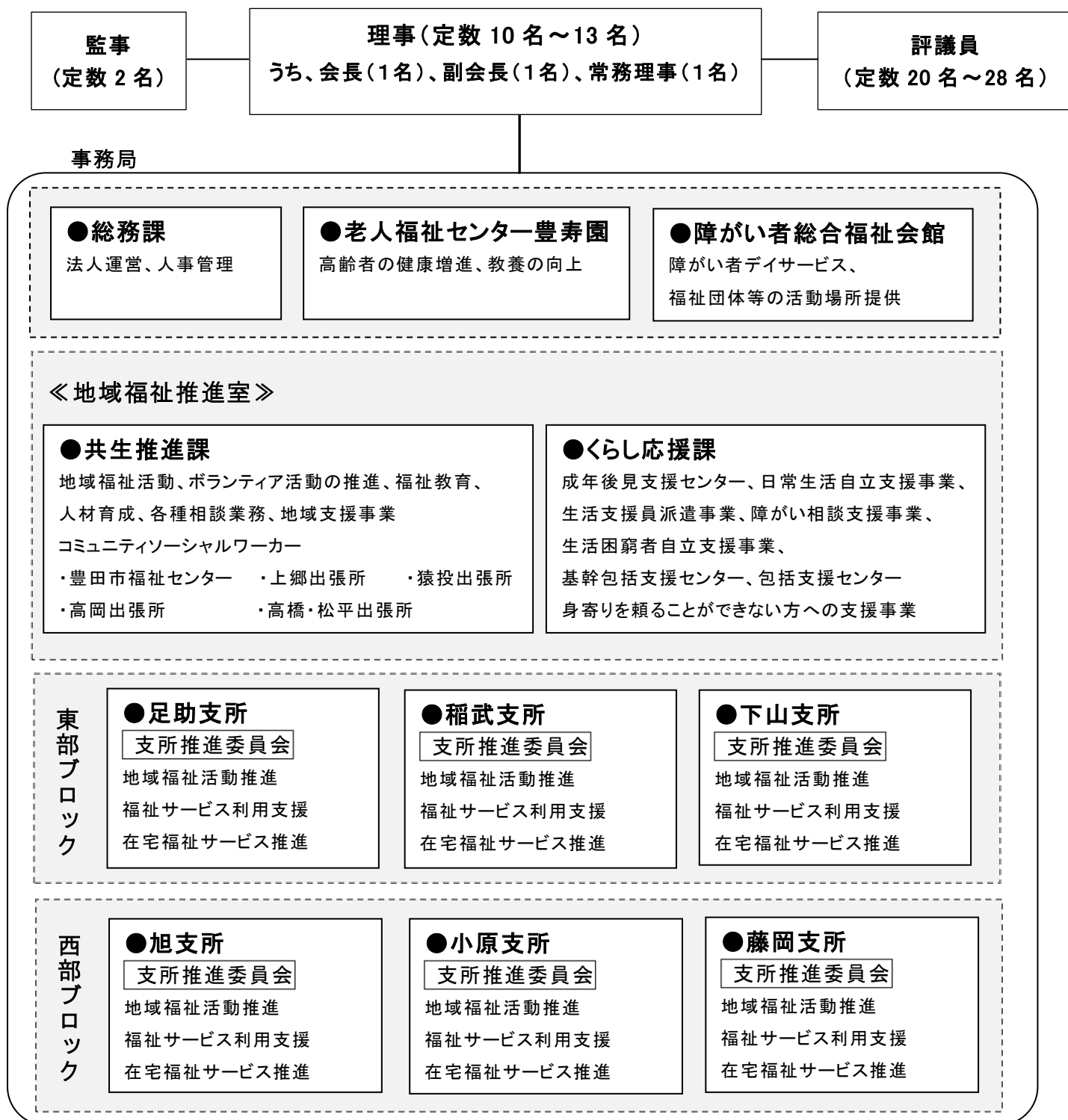
組

織

社会福祉協議会とは

- 社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人で、当該地域における社会福祉の推進を図るため、地域住民と協働して、すべての人々が互いに助け合い、安全で安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりを目指す「公共性」「公益性」の高い民間組織です。
- 全国、都道府県、市町村に設置され、そのネットワークを活かした活動をしています。
- 社会福祉協議会のことを、略して「社協(しゃきょう)」といいます。
- 豊田市社協の目的に賛同いただく会員として、「普通、賛助、法人、団体、施設」の5区分でご協力いただいています。

《組織図》



『第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の推進

令和2年度から令和7年度までの6年間の地域福祉の方向性を示した、第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。計画の進捗管理及び評価は、地域福祉活動推進委員会と行政が設置する豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で行います。

今年度は第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の最終年です。(計画後期3年目)
地域住民の方々と一緒になって計画の推進を行います。



地域福祉活動推進委員会の様子

1 基本理念

安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり
～地域共生型社会システムの深化・推進～

第1次計画の基本理念を継承しつつ、更なる深化に向けて、多様な主体と連携して取り組んでいきます。

2 基本目標と重点取組

計画には、4つの基本目標と16の重点取組を設定しています。取組を進めるにあたっては、住民、地域、専門職、社協、行政それぞれが役割を持って携わります。

基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方1 多様な主体による地域福祉活動の促進

◇重点取組 ボランティア活動の促進

様々な住民にボランティア活動を促進したり、地域生活課題の解決にボランティアの力を活かすため、ボランティアセンターの機能強化を進めます。



基本的な考え方2 包括的な相談支援体制の充実

◇重点取組 総合相談体制の整備

従来の福祉の枠組みに収まらない課題や、福祉に関するちょっとした困りごとなどに対応できるよう、身近な場所で総合的な相談に応じられる体制を整備します。

◇重点取組 多分野の連携によるネットワーク形成

地域内の様々な分野・職種の専門職がつながり、それぞれの強みを活かした支援ができるよう、多職種連携研修等を通じてネットワークづくりを進めます。

基本的な考え方3 暮らしを支える環境整備

◇重点取組 相互理解の促進と意思疎通の円滑化

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが地域や社会とつながり、自分らしく暮らしていけるよう、要配慮者に関する理解促進と意思疎通支援の実践を推進していきます。

◇重点取組 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進

判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などの権利を擁護するために、成年後見制度の理解を高め、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成などを図ります。

◇重点取組 ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラーに関する理解促進、社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握から適切な支援へつなげる仕組みづくりを進めます。

◇重点取組 福祉的支援による再犯防止の推進

生活困窮や社会的孤立などから再犯に及ぶことがないよう、刑事司法関係機関と連携協力し、福祉的な支援も活用しながら円滑な地域移行を推進できる体制づくりを進めます。

◇重点取組 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者（災害時の避難の際、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人など）を安全かつ円滑に避難させるため、日頃からの地域の関係づくりを進めます。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり



基本的な考え方1 地域福祉に関わる人材の裾野拡大

◇重点取組 住民福祉教育の推進

地域参加へのステップを示した「地域福祉活動実践の手引書」の活用や、子どもの頃から福祉の心を育む「福祉実践教室」、地域福祉活動のはじめの一步の学びとなる「とよた市民福祉大学」の実施により、地域福祉の担い手を増やします。

基本的な考え方2 福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

◇重点取組 専門人材の確保・育成

国内人材の確保に向けた総合的な取組の推進や、外国人介護人材の受入体制の整備を図ります。更に、専門人材のスキルアップのための研修を実施します。また、住民の立場で相談に応じる民生委員・児童委員の活動環境の改善を図ります。

◇重点取組 事業所の体制強化

身近な福祉サービスの担い手である事業所の体制を強化するため、合同研修の実施や、生産性の向上を図る先進技術の導入・活用などを進めます。

基本的な考え方3 地域福祉人材を活躍の場に着実につなぐ仕組みの検討

◇重点取組 地域福祉人材の登録・マッチングなど活躍支援の仕組みづくり

ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材、介護職員など専門人材の確保・育成を一体的に行うとともに、育成した人材が地域で活躍できるよう、地域課題の情報を集約・提供し、登録・マッチングできる仕組みを検討していきます。

基本目標3 誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

基本的な考え方1 社会参加・就労につなげる仕組みの構築

◇重点取組 居場所・社会参加の機会の拡大

ヤングケアラーやひきこもりの人なども含め、あらゆる人が地域で居場所を見つけ、活躍できるよう、多様な多世代が交流できる地域の居場所づくりなどを促進します。

◇重点取組 生きがい・就労機会の創出

多様な就労支援組織の情報共有や、福祉分野以外との連携、様々な働き方の周知・啓発や導入支援により、多様な生きがい・就労の場づくりや、その支援を進めます。



基本目標4 地域福祉を推進するための基盤づくり

基本的な考え方1 福祉風土の醸成

◇重点取組 住民及び福祉に携わる団体、企業等の連携強化

社会福祉協議会の役割である「あらゆる地域の関係者と地域福祉を進める場をつくる」ため、多様な主体に地域福祉活動に参画するよう、働きかけます。

◇重点取組 支援を求める声を上げやすい(発見できる)社会の構築

地域や関係機関との連携を図り、支援が必要な場合に声を上げられ、発見につなげることができる風土づくりを進めていきます。

令和7年度豊田市社会福祉協議会 事業計画(概要)

豊田市社会福祉協議会は地域における社会福祉の推進役として、“安心して自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり”を豊田市民をはじめ自治区、民生委員・児童委員、地区コミュニティ会議、学校、ボランティア、福祉団体、福祉事業所、企業及び豊田市行政等の関係の皆様と共に進めます。

1 支え合いの地域づくり

誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、困りごとのある方々を地域の中で支えていく仕組みづくりを、市民の皆さんをはじめ関係機関と共に行います。

また、地域福祉を推進するために不可欠な地域福祉人材の育成、確保に努めます。

●地域福祉人材の育成

とよた市民福祉大学(第10期)の開講

障がい理解するための実践教室の開催

●ボランティアセンターによる地域福祉への住民参加の支援

ボランティア養成講座、ボランティア講演会の開催

●住民等が主体となって取り組む支え合い活動(お助け隊など)の立ち上げ支援

2 相談支援

高齢者・障がい者・子どもを含む市民のあらゆる生活上の相談に応じます。課題解決に向けて関係機関と綿密に連携・情報共有をしながら、相談者が自立した生活を送れるよう支援します。また、成年後見制度の啓発と利用促進を図るとともに、他の制度と連携しながら自らの意思がいつまでも尊重される、効果的な権利擁護支援を行います。

●困難を抱える世帯等への相談支援

相談者の生活に寄り添った相談支援

身近なところで相談できる体制の維持

●高齢者、障がい者、子どもの相談支援

包括支援センターやケアマネジャーによる高齢者の相談支援

豊田市社会福祉協議会高校生等就学応援金の支給

認知症高齢者等の見守り

●権利擁護支援

成年後見制度の啓発、相談支援

とよた市民後見人の活動支援

身寄りを頼ることができない方への支援



豊田市社会福祉協議会ボランティアセンター
イメージキャラクター「ぼらんて君」

3 在宅福祉

市内全域に、介護サービスが行き渡るように在宅介護事業の運営を行います。また、より良い介護サービスを市民の皆さんに提供できるよう、関係機関の連携強化や質の向上を図ります。また、災害時等の事業継続に係るサービス提供体制の整備について、検討します。

●市内介護事業所等の支援

介護職員初任者研修及び訪問介護職場体験等の実施による介護人材の確保
豊田市介護サービス機関連絡協議会事務局として事業者間の連携の強化

●中山間地域における介護保険サービス、障がい福祉サービス事業の実施

●介護サービス事業所の安定経営

安全・安心で質の高いサービスの提供に向けた職員の資質向上
情報公表システムや SNS を活用した適切な情報発信
災害時、感染症拡大時などのサービス提供体制の定着



4 指定管理

豊田市から指定管理を受けている9施設を、地域福祉推進のための活動拠点として活用し、本会事業と施設機能の相乗効果を図ります。また、安全で安心、市民に利用しやすい施設となるよう、適切な点検・修繕を行うとともに、サービスの向上に努めます。

●安心・安全を最優先した施設の適切な管理運営

施設内環境への反映によるサービスの向上
適切な点検や修繕の実施

●地域福祉推進の活動拠点としての活用

ボランティア活動者の活動及び交流の拠点の提供

5 法人基盤

本会の事業内容や理念を広く周知し、より多くの方の理解を得ることで、会員会費、共同募金、寄付金等の自主財源の確保に努めます。

また、階層別研修等により事務局運営の中核を担う人材を育成し、人的基盤の強化を図ります。

●組織力の強化

災害時、感染症拡大時に事業が継続できる体制づくり

●自主財源の確保

機関紙やホームページ等による情報公表の充実

地域福祉活動基金や豊田市社会福祉協議会子ども基金、豊田市社会福祉協議会権利擁護基金の増強

●法人化 50 周年(令和 7 年)記念事業の実施

予算の概要

収入

単位:万円

区分		当初予算額	説明
a	受託金収入	112,498	市・県・県社協受託金 (指定管理料等)
b	介護保険事業収入	60,073	介護報酬収入、利用者負担金収入等
c	障害福祉サービス等事業収入	13,897	介護給付費収入、利用者負担金収入、作業収入 (地域活動支援センター等)
d	取崩収入	13,034	基金・積立金取崩収入
e	経常経費補助金収入	25,999	市・県社協補助金(人件費等)、共同募金配分金
f	会費・寄付金収入	4,527	世帯会費、法人会費、団体会費、施設会費、 一般寄付、指定寄付
g	受取利息配当金収入	2,654	受取利息収入
h	負担金収入	1,362	出向職員退職積立、市共催事業負担金、 日赤負担金
i	その他収入	1,546	貸付償還金収入、研修会等参加費収入、 利用料収入等
計		235,590	

支出

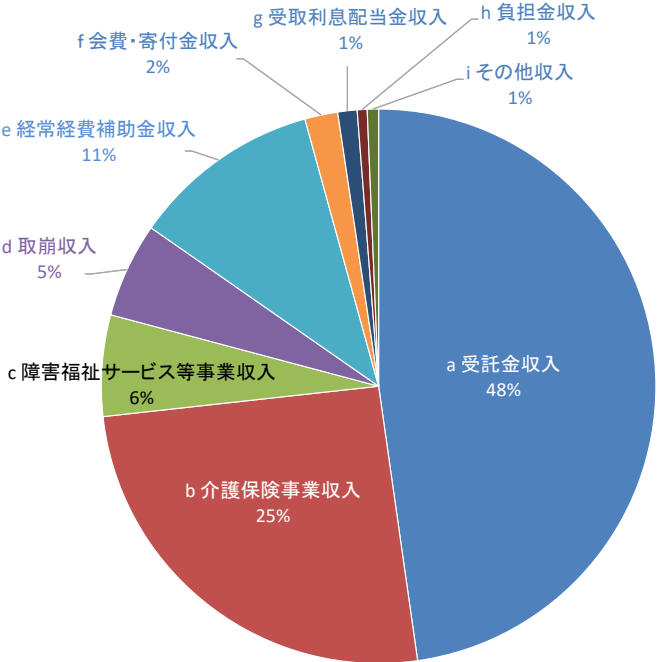
単位:万円

区分		当初予算額	事業内容
a	支え合いの地域づくり	20,866	・とよた市民福祉大学の開講 ・障がい理解するための実践教室 (小・中・高等学校と協力) ・ボランティアセンター運営 ・地域ふれあいサロンの支援 ・子ども食堂等の支援 ・小地域福祉活動の支援(出張所)
b	相談支援の充実	59,916	・高齢者の相談支援(包括支援センター) ・権利擁護の相談支援、法人後見 (成年後見支援センターの運営) ・生活困窮者自立支援事業 (生活の困りごと全般にわたる相談支援) ・障がい者児の相談支援 ・在宅介護の相談(ケアマネ)
c	在宅福祉の充実	93,655	・在宅介護サービス等の提供 ホームヘルプ デイサービス 日中一時支援 地域活動支援センター ・介護人材の確保・養成 ・介護サービス事業者協議会事務局
d	法人基盤の強化	13,354	・安定した法人運営、事業展開のための職員 育成 ・職場環境整備 ・職員採用 ・理事会、評議員会の運営
e	指定管理施設の充実	47,799	9か所の指定管理施設の管理運営
計		235,590	

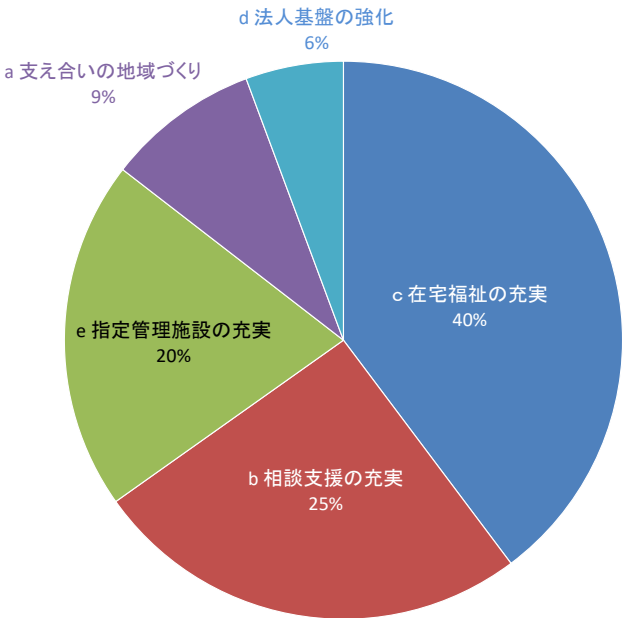
※内部の資金移動分を除く

[単位未満は適宜端数調整を行っています]

収入



支出



支え合いの地域づくり

◇地域福祉人材の育成(福祉教育)

(1)とよた市民福祉大学

平成28年度より開講し、「福祉入門コース」と「家庭介護コース」の2コースで、地域における福祉活動の担い手の育成、介護人材の養成を目的に実施しています。これまでの受講修了者は529名です。修了者に対し、認知症理解専門講座等の修了生のフォローアップや修了生のためのシンポジウムの開催を行うなど、地域での主体的な活動支援をします。

また、とよた市民福祉大学を知っていただくとともに、地域福祉に関心を持っていただけるよう、市民公開講座を実施しています。



福祉入門コースの様子



家庭介護コースの様子

(2)障がい理解するための実践教室の開催

児童・生徒に講義や体験を通して障がいを理解してもらい、福祉の心を養う機会づくりを目的として実践教室を開催しています。

令和6年度実績	小学校	中学校	高等学校	合計
実践教室開催	45校130回	3校5回	4校10回	52校145回



車いす体験の様子



高齢者擬似体験の様子

◇ボランティアセンターによる地域福祉への住民参加の支援

ボランティア活動を「自分らしさを活かしての積極的な地域参加活動」と定義し、ボランティア活動の促進・支援等を行います。ボランティアセンターの主な役割は、(1)相談・活動調整(2)登録促進・活動支援(3)情報提供、啓発、育成、養成(4)ボランティア団体、関係機関等とのネットワーク構築(5)災害ボランティア事業があります。

福祉センター、各支所、各出張所にボランティアコーディネーターを配置し、身近な地域で相談を受けています。

(1)相談、活動調整

- ・ボランティア(ボランティアをしたい、ボランティアをお願いしたい等)に関する相談の受付、相談者に合った活動先やボランティア団体等の紹介 など

(2)登録促進、活動支援

- ・個人及びグループのボランティア登録
- ・ボランティア保険の加入手続き
- ・登録グループへの活動費の助成・表彰推薦
- ・ボランティア活動助成金
- ・備品貸出 など

(3)情報の提供、啓発、育成、養成

- ・情報紙「ぼらんていあだより」の(毎月約8,000部)発行
- ・ホームページ「とよたぼらんていあ広場」

(<https://vc.toyota-shakyo.jp/>)での情報発信

「ボランティアメール(ボラメ)」での情報発信

「Instagram」での情報発信

- ・ボランティア冊子の発行
- ・生涯学習出前講座
- ・ボランティア講座、ボランティア講演会の開催
- ・使用済み切手、ベルマーク等の収集、整理、寄贈事業 など

(4)ボランティア団体、関係機関等とのネットワーク構築

- ・ボランティア情報交換会の開催
- ・お助け隊ネットワーク会議の開催
- ・中間支援組織、企業・団体との連携(コア会議)
- ・子どもの支援ネットワーク交流会の開催 など

(5)災害ボランティア事業

- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- ・災害ボランティア支援センター立上訓練の実施
- ・災害復興支援ボランティアネットワーク加盟団体との連携 など



Instagram
QRコード



ぼらんていあだより



ボランティア情報誌

「市民のためのボランティアインフォメーション」

「お助け隊ガイドブック」

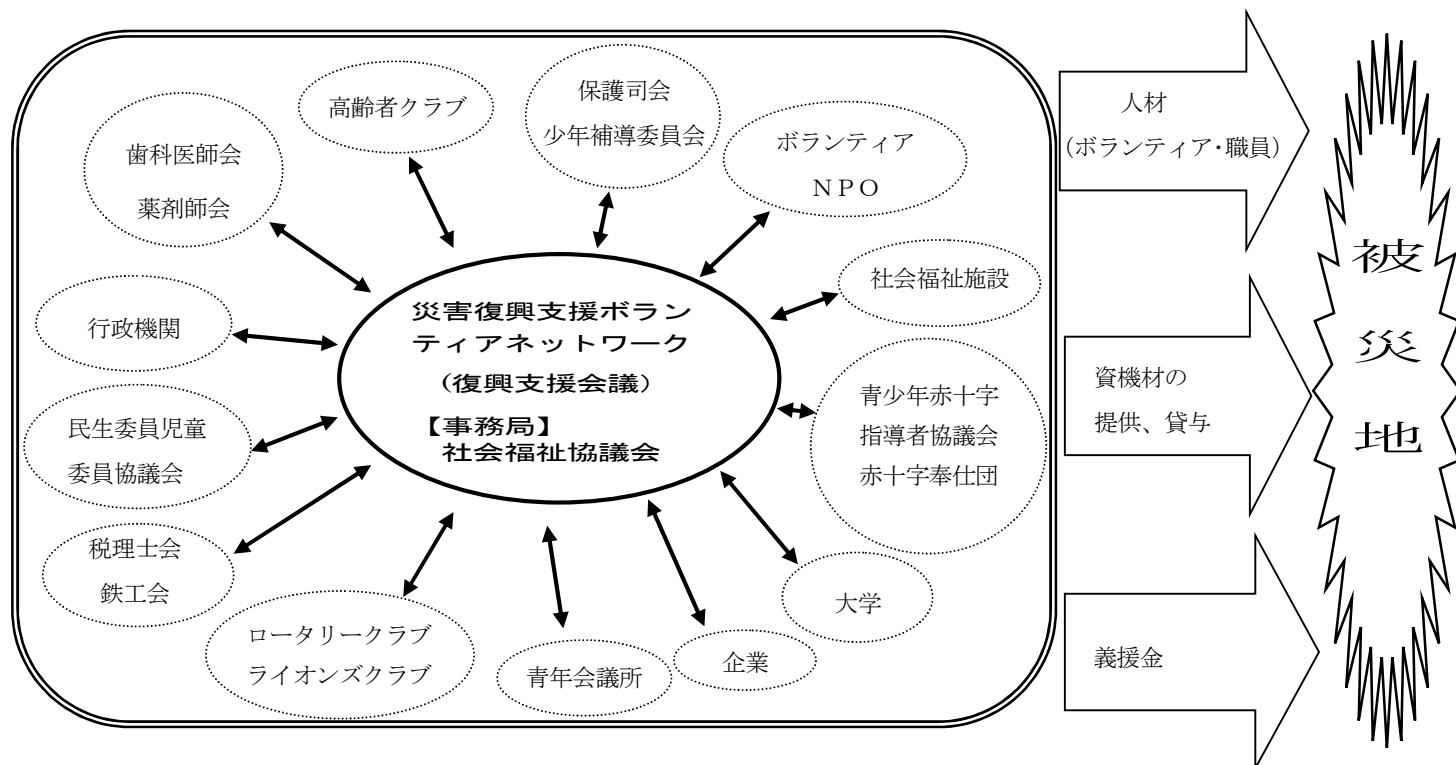


中間支援組織、企業・団体との連携(コア会議)



災害ボランティアセンター立上・運営訓練

社会福祉協議会は、市内及び市外、並びに海外で発生した災害について、円滑な復興支援ができるように、災害復興支援ボランティアネットワークを組織しています。



◇コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

◆配置

身近な地域において、世帯が抱える様々な悩み事を気軽に相談でき、専門的な支援機関に結びつけられる環境づくり(個別支援の充実)と住民間で支え合う地域づくりを行います。

また、配置窓口のほか、各支所でも相談を受けています。

配置窓口		担当地区	窓口開設時間等	電 話
豊田市福祉センター (錦町1丁目1番地1)		崇化館・梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻・豊南	火曜日～土曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	31-1294
上郷出張所	上郷コミュニティセンター (上郷町 5-1-1)	末野原・上郷	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※松平出張所に職員は常駐して いません。必要時にお伺いし ます。	41-5088
猿投出張所	猿投コミュニティセンター (四郷町東畑 70-1)	猿投台・井郷・猿投・保見・石野		41-3082
高岡出張所	高岡コミュニティセンター (高岡町長根 51)	竜神・若林・前林・若園		85-7720
高橋・松平 出張所	高橋コミュニティセンター (東山町 2-1-1)	高橋・美里・益富		85-1120
	松平コミュニティセンター (九久平町寺前 16)	松平		
支所 (足助 ・ 稲武 ・ 下山 ・ 旭 ・ 小原 ・ 藤岡)			33ページ～35ページのとおり	

◆役割

「個別支援」「地域支援(地域づくり)」の2つを柱に事業を展開しています。

(1)個別支援

個々の困りごとの相談を受け止め支援につなげたり、経済的に困っている人に対して、生活状況や課題を把握し一緒に考え寄添い支援します。

(2)地域支援(地域づくり)

関係機関や団体等と連携、協力をしながら、地域の課題解決力が向上するよう取り組みを行います。

また個別支援と地域支援を通じて蓄積された情報やノウハウをもとに、「新たなサービスの提案」や「新しい支え合いの仕組みづくり」、「ネットワークの形成」を行います。

主に、福祉教育、ボランティアセンター、小地域福祉活動を行います。

◆小地域福祉活動の内容

小地域福祉活動では、以下の5つの機能で実施しています。

(1)啓発、育成

地域住民や自治区、民生委員児童委員協議会、地域会議、コミュニティ福祉部会などの団体向けに福祉の講話や体験などを実施しています。また、自治区防災訓練において、車いす体験や高齢者擬似体験を実施しています。

(2)多機関連携

自治区、民生委員児童委員協議会、地域会議、コミュニティ会議、行政、交流館、学校、福祉・医療事業所、企業・NPOなどの団体の定例会などへ参加や、協力の依頼をします。また、情報交換や多機関での研修に参加しています。

(3)地域福祉活動団体支援

コミュニティ会議福祉部会、ふれあいサービス、地域ふれあいサロンなどの団体の取り組みを支援しています。また、代表者等の情報交換会を開催しています。

・コミュニティ会議福祉部会への支援

豊田市内の中学校区単位に設けられている「コミュニティ会議」は、助け合いに満ちた「ふれあい豊かな近隣社会」をつくることを目指しています。自治区・高齢者クラブ・子ども会などの各種団体で組織され、地域の課題解決に向けた意識啓発事業、交流事業、研修事業等が行われています。

社会福祉協議会は、コミュニティ会議に「福祉部会」の設置をお願いし、地域での福祉事業の展開を推進します。



多機関連携取り組み会議



コミュニティ会議福祉部会情報交換会

・ ふれあいサービス事業への支援

地区コミュニティ会議が運営主体となって、地域の高齢者等の閉じこもり予防を通し、ふれあいの機会を作ることを目的とした「ふれあいサービス」が、令和6年度は6地区(高橋・美里・井郷・豊南・竜神・上郷)で実施されました。

・ 地域ふれあいサロン

平成12年度から開始した「地域ふれあいサロン」は、子どもから高齢者までいきいき元気に暮らせるように、近隣住民の「ふれあい」の場づくりによるご近所支え合いの事業です。自治区の皆さんによりサロン運営や、体操、ゲーム、物づくり、脳活性化トレーニング(音読、計算、漢字の書き取り)等地域から要望のある活動ができるように支援を行い、地域ぐるみで“支え・支えられ”る、ぬくもりの感じられる地域づくりを応援します。

●令和7年3月31日現在、249サロンにおいて実施

地区名	サロン数	地区名	サロン数	地区名	サロン数
崇化館	13	竜神	7	松平	8
梅坪台	3	末野原	7	藤岡	23
浄水	5	若林	3	藤岡南	10
朝日丘	1	前林	9	小原	12
逢妻	10	若園	4	足助	15
豊南	7	猿投台	5	下山	22
高橋	7	井郷	3	旭	19
美里	7	石野	5	稲武	15
益富	8	猿投	6	合計	249
上郷	9	保見	6		



地域ふれあいサロンの様子

(4)地域状況・地域資源の把握

地域の状況や地域資源を把握します。

(5)企画支援

新たな取り組みを企画し、支援(仕組みづくり)しています。

◇赤い羽根協賛 児童・生徒作品コンクールの実施

児童・生徒の社会福祉に対する理解をより一層深め、「たすけあい」の心を育成することを目的として作品コンクールを開催しています。



共同募金運動シンボルキャラクター
「愛ちゃんと希望くん」

主催 豊田市共同募金委員会、豊田市社会福祉協議会

後援 豊田市、豊田市教育委員会

【令和6年度応募点数実績】

書道の部 95校 3, 122点
ポスターの部 46校 536点

◇各支所の地域支援

【足 助 支 所】

① 関係機関と連携した地域支援

市や包括支援センターと毎月「ふくふく会議」を開催し、情報交換を行い住民の暮らしの困りごとがすみやかに必要な関係機関につながるような体制強化をします。

② 地域連携の基盤づくり事業の支援

地域の拠点となっている商店やふれあいサロン等の住民に呼びかけ「足助まるっとささえあいの会」を開催し、住み慣れた地域で暮らし続けていけるように住民の皆さんと一緒に考えます。

③ 多世代が交流・活動できる居場所の展開

月1回まめだサロンを開催し、地域の皆さんが気軽に集まれる居場所づくりを展開します。

学校の長期休暇にあわせて、様々な年齢の方が関われるようにイベントを開催し交流する機会を提供します。

豊田市介護予防拠点施設
足助まめだ館

〒444-2424

豊田市足助町東貝戸10番地

電 話 62-1857

FAX 61-1115

Eメール asuke@toyota-shakyo.jp



多世代が交流・活動できる居場所
ボランティアグループ「めだかの学校」と「げっ
じんお茶の間デイサービス」交流の様子



多世代が交流・活動できる居場所
まめだサロンの様子

【稲 武 支 所】

① 地域福祉の理解促進、活動支援

稲武地域でいつまでも暮らし続けるために、いなぶふくしの教室を開催し、身近なふくしを知り、感じ、更なる活動の拡大や新たな人材確保に繋がるよう取り組みます。

② 親子の多世代交流居場所づくり事業

稲武福祉センターを拠点に週1～2回、未就学児童から高齢者まで誰もが気軽に集まり、楽しく過ごせる居場所づくり事業を実施しています。

子育て世代同士の相談や情報交換の場となっています。

③ 子どもの長期休暇の多世代交流事業

小学校の長期休みに、地域の子どもを中心に元気に過ごせる多世代交流の居場所としていなぶゲンキッズを開催しています。

子ども達は宿題や地域の高齢者、障がい者と一緒に物づくりやスポーツ交流など様々なことを経験し、地域で共に暮らすことを知り、感じ、学ぶ場となっています。

豊田市稲武福祉センター

〒441-2521

豊田市桑原町中村5番地

電 話 82-2068

FAX 82-3604

Eメール inabu@toyota-shakyo.jp



地域福祉の理解促進 いなぶ ふくしの教室の様子



多世代交流事業 夏まつりの様子

【下 山 支 所】

① みまもり・ささえあい事業

住民が主役のまちづくりの推進の一環として、講演会等を開催し、地域住民の支えあいの気運づくりを行い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みます。

② オレンジガーデニングプロジェクト

認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花の種や苗を集めて地域に配ることにより、認知症の方や地域の住民と一緒に花を育て、繋がりをもつことで認知症になっても暮らしやすいまちを目指します。また、多世代で花の植え替え等を行うことにより多世代交流ができるよう取り組みます。

③ 防災・減災事業

災害に対しての『備え』の必要性や地域のつながりの大切さを知り、適切な避難行動がとれるよう、防災関係団体の懇談会への参加、自主防災会と協力して講演会を開催し、地域の防災意識の向上に努めます。

④ 子どもの居場所作り事業(しもっこ広場)

長期休暇中の小中学生を対象に施設を開放し、地域住民及び関係団体が講師となり様々なイベントを開催して、多世代交流も視点に入れた交流活動を実施します。子ども同士で多くの体験を通じて、他者との関わり方を学ぶ機会を提供します。

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘
〒444-3252
豊田市神殿町中切7番地2
電 話 90-4005
FAX 90-2419
Eメール shimoyama@toyota-shakyo.jp



オレンジガーデニングプロジェクトの様子



子どもの居場所作り事業の様子

【旭 支 所】

① めくもりの里・やさしい美術作戦事業

福祉のまちづくりの一環として、平成24年度から実施している事業です。施設利用者の拡充と地域に開かれた「めくもりの里」を目指して、地域住民の協力のもと事業を行います。

また、この美術作戦の関連催事として、めくもりの里企画展を開催し、施設利用の充実を図ります。

② めくもりの里事業所説明会

自治区長、町内会長に向けためくもりの里事業所説明会を実施し、めくもりの里での支援している内容を周知します。

③ 「福祉特派員制度」の継続

日々の生活の中での小さな変化や気づき(生活課題等)をすぐに伝えられ、その生活課題を速やかに解決できる仕組みである福祉特派員制度を継続します。傾聴講座修了者の交流会を実施し活躍の場を考える取組もしていきます。

④ めくもり参観日

地域住民やご利用者様のご家族に社会福祉協議会、介護保険事業の役割・機能を知っていただくとともに「めくもりツアー」で施設内を見学していただく機会としています。

豊田市老人福祉センターめくもりの里
〒444-2824
豊田市池島町屋ケ平22番地
電 話 68-3890
FAX 68-2801
Eメール asahi@toyota-shakyo.jp



やさしい美術作戦事業



めくもり参観日の様子

【小 原 支 所】

① 高齢者の生きがいと健康づくり事業 いきいき教室

閉じこもり予防や施設の利用促進を目的に体験型の教室を毎月9回開催しています。教室は23種類あり、講師は地域のボランティアの協力で、巡回バス事業の日程に合わせて実施しています。参加費は1人1回400円です。

② ふくしの里ふれあい教室・自由教室

「ふれあい教室」は、長期休暇期間に体験講座を実施し、子ども(親子)、障がい者、高齢者が参加できる多世代交流を行っています。

「自由教室」は長期休暇期間に和室を開放し、小学生や中学生が宿題や交流などを行っていただく居場所として実施しています。また、地域の令和5年の夏からボランティア団体と連携し、週に1回程度子どもクッキングも実施しています。

③ ふくしの里ふれあいさろん

未就学児童を子育て期間中のママたちの息抜きと交流を目的として、健康づくりや各種趣味の教室を開催しています。託児は地域のボランティアが協力しています。

④ おばボラ

中学生を対象に年間を通じて、地域のボランティア活動や子どもから高齢者までの施設を知って体験し、地域の発見・興味・関心・理解を深め、地域への誇りや愛着を生むことを目的に開催しています。

豊田市小原福祉センターふくしの里
〒470-0564
豊田市沢田町梅ノ木574番地
電 話 65-3350
FAX 65-3705
Eメール obara@toyota-shakyo.jp



ふくしの里ふれあい教室の様子

※いきいき教室、
ふれあいさろんの
各教室は、
インスタグラムを
ご覧ください。



@OBARAHUKUSHINOSATO

【藤 岡 支 所】

① ゆめ広場

子ども(親子)から高齢者まで、どなたでも自由に集まれる場所です。参加者のやりたいことができるよう、脳トレ、工作、パズル等いろいろなプログラムを用意しています。子育て世代の息抜き、世代間交流、特技発表や居場所・生きがいづくりの場となるように働きかけています。

② 「ふじおかフェ」の開催

施設利用促進及びボランティア活動促進の一環として、ベルマーク・切手井仕分けボランティアを開催しています。地域の「居場所づくり」「活動及び活躍の場」の要素を加え、誰もが気軽に行ける活躍できる場づくりを展開します。

③ 福祉講座開催

地域の課題や取組に対して、講座を開催することで福祉により一層関心を持っていただき、地域の方々の「まちづくり」に役立てていただけるよう実施していきます。

豊田市藤岡福祉センターふじのさと
〒470-0451
豊田市藤岡飯野町坂口1207番地2
電 話 76-3606
FAX 76-3608
Eメール fujioka@toyota-shakyo.jp



「ゆめ広場」の様子

相談支援の充実

◇各種相談事業

◆債務に関する法律相談

市民の債務に関する相談に応じ、問題解決のために他の専門機関などと連携して相談者に適切な助言を行っています。相談は無料です。

開設日	毎月第1土曜日 ※祝日を除く 午後1時～午後4時
相談員	弁護士
申込み	予約制（くらし応援課 電話 34-1132） 定員 5名（先着順）時間30分/回 毎月20日以降に翌月分の申込み受付実施 一人あたりの相談回数は年度内（4月～翌年3月まで）において一回

◆くらしに関する法律相談

市民のあらゆる生活上の相談に応じ、問題解決のために他の専門機関などと連携して相談者に適切な助言を行っています。相談は無料です。

開設日	毎月第3土曜日 ※祝日を除く 午後1時～午後4時
相談員	弁護士
申込み	予約制（くらし応援課 電話 34-1132） 定員 5名（先着順）時間30分/回 毎月20日以降に翌月分の申込み受付実施 一人あたりの相談回数は年度内（4月～翌年3月まで）において一回

◆親族後見人相談会

親族後見人・市民後見人や事業所・企業が、成年後見制度について専門的な知識等が必要な場合や判断に迷う場合などに、適切な助言を行っています。相談は無料です。

開設日	毎月第2・4水曜日 ※祝日を除く 午後1時30分～午後3時30分
相談員	弁護士・司法書士
申込み	予約制（くらし応援課 電話 63-5566） 定員 1日2名（先着順）時間60分/回 毎月20日以降に翌月分の申込み受付実施 一人あたりの相談回数は原則年度内（4月～翌年3月まで）において一回

◇豊田市障がい者相談支援事業＜障がい児（者）に関する相談窓口＞

障がい児（者）が地域で自立した生活を営むことができるよう障がいに関する相談などを受け付けています。また、豊田市地域自立支援協議会に参加し、地域課題の整理や解決のための検討、実践を行います。

受付窓口	担当地区 (中学校区)	窓口開設日	電 話
豊田市福祉センター	益富・松平	火曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	32-4341
足助まめだ館	足助・旭・下山・稲武	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	62-1857

◇低所得者援護事業

◆生活困窮者自立支援事業

今後、生活困窮に至るおそれのある方に対し、包括的かつ継続的相談支援を実施し、生活保護に至る前に自立の促進を図ることを目指します。

①自立相談支援事業

生活の困りごと全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

②家計改善支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理の支援等を実施します。

③被保護者家計改善支援事業

被保護者世帯の家計管理や大学等への進学に向けた相談を実施します。

問合せ くらし応援課 電話 34-1132（日・月曜日・祝日及び年末年始を除く）

◆生活福祉資金（概要）

低所得者世帯や障がい者世帯または高齢者世帯への資金の貸付と、民生委員による援助指導が組み合わされた制度で、当該世帯の自立更生を促進することを目的としています。

対 象 者	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で市内に居住する者
種 類	■総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） 失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金 ■福祉資金 福祉費（生業費、転宅、給排水設備設置費、葬祭費、障がい者等自動車購入費他） 日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる資金 ■福祉資金 緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額な資金 ■教育支援資金（教育支援費、就学支度費） 低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学、入学に際して必要な資金 ■不動産担保型生活資金
貸付限度額 返済期間	各資金により異なる
連帯保証人	借受人と連帯して債務を負担する保証人 原則1名（無でも貸付可能、また不要なものも有）
返済方法	月賦（元利均等償還）※繰上げ返済可
利 息	年1.5%（連帯保証人がいる場合と緊急小口資金、教育支援資金は無利子、不動産担保型生活資金は一律年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率） ※償還期限を経過すると、延滞元金について、年3%の割合で延滞利子を加算
問 合 せ	くらし応援課 電話 34-1132（日・月曜日・祝日及び年末年始を除く）

◆生活困窮者緊急援助貸付

低所得者等に対し、一時的に生活維持が困難な場合に必要な資金を貸し付け、その経済的な自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営むことができるよう援助指導に努めるものです。

対 象 者	最低限の生活に必要な金銭が皆無に等しい状態にある者、市内に住所を有する者、または行旅人		
貸 付 限 度	5,000 円以内 但し、特別な事情がある場合は 20,000 円以内 ※行旅人は 1,000 円以内		
種 類	食費程度の生活費 ※行旅人は目的の行旅先までの公共交通機関による旅費相当額		
返 済 期 間	貸付した日から12か月以内	返 済 方 法	分割または一括
連 帯 保 証 人	不 要	利 息	無利子
問 合 せ	くらし応援課 電話 34-1132(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)		

◇災害見舞い(社協・日赤事業)

災害等で被害を受けた世帯に災害見舞金を支給し支援します。

世帯人員	全焼・全壊			半焼・半壊		
	社協	日赤 豊田市地区	日赤 愛知県支部	社協	日赤 豊田市地区	日赤 愛知県支部
	見舞金	見舞金	見舞品	見舞金	見舞金	見舞品
8人以上	60,000 円	現金 1 人 10,000 円	毛布 全焼 1 人 2 枚 全壊 1 人 1 枚 日用品セット 見舞品 1 世帯 1 個	30,000 円	現金 1 人 5,000 円	毛布 1 人 1 枚 日用品セット 見舞品 1 世帯 1 個
7 人	55,000 円			28,000 円		
6 人	50,000 円			25,000 円		
5 人	45,000 円			23,000 円		
4 人	40,000 円			20,000 円		
3 人	35,000 円			18,000 円		
2 人	30,000 円			15,000 円		
1 人	23,000 円			12,000 円		
準世帯	12,000 円	5,000 円		6,000 円	2,000 円	
会員加算	普通会員 3,000 円 賛助会員 10,000 円			普通会員 2,000 円 賛助会員 5,000 円		
その他災害による社会福祉協議会の見舞金 床上浸水 一般世帯 10,000 円 準世帯 5,000 円 死亡弔慰金(1人) 100,000 円(日赤愛知県支部より 10,000 円が加算支給されます。)						

◇地域包括支援センター

◆高齢者の介護等に関する総合相談窓口

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護に関する相談や心配ごと、悩みごと、健康や福祉、医療や生活に関することなど様々な相談を受ける総合相談窓口として、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげる等の支援を行います。

◆介護予防支援事業所

介護予防支援事業所として、在宅の要支援1・2の人と、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうちで身体の状態に合った健康づくりや介護予防が必要な人に対して、ケアマネジメントを行い、介護予防ケアプラン等を作成し、健康と生活の安定を図ります。

【社会福祉協議会が受託・運営する地域包括支援センター】

名 称	担当地区 (中学校区)	窓口開設日	電 話
社協包括支援センター	朝日丘	火曜日～土曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	32－4342
ぬくもりの里包括支援センター	旭	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	68－2338
いなぶ包括支援センター	稲武		82－2530
ふくしの里包括支援センター	小原		65－1600
まどいの丘包括支援センター	下山		90－4335
ふじのさと包括支援センター	藤岡		76－5294

※窓口開設していない日時はお電話のみ対応します。

◇基幹包括支援センター＜地域包括支援センターの支援＞

市内28か所の高齢者総合相談窓口 地域包括支援センターの困難事例の対応等後方支援、運営事業の評価に伴う業務支援、地域包括支援センター職員等への資質向上研修の開催、関係機関とのネットワークづくりの調整等を行います。また、基幹包括支援センター内に設置されている認知症初期集中支援チームが、認知症(若年性認知症含む)の方やその家族の支援を地域包括支援センター等関係機関と連携しながら行います。

問合せ 基幹包括支援センター 電話 63－5279(土・日曜日・祝日及び年末年始を除く)

◇居宅介護支援事業＜要介護者等に関する相談窓口＞

要介護者等の解決すべき課題や心身の状態に合わせ「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されるよう、介護保険制度だけではなく、インフォーマルなサービスも含め連携・調整・提供します。

問合せ 29頁の各施設の事業実施状況の施設

◇子どもの相談支援

◆子どもの学習支援

家庭環境や保護者の養育力の課題等が子どもの社会性や学力の低下につながり、貧困の連鎖を生んでいることから、とよた市民福祉大学の修了生等が中心となり、学習支援を行います。

生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の子どもを対象に、高校進学及び卒業のための学習・生活支援を主とした、子ども本人と世帯全体への支援を行うことで、子どもの将来の自立を後押ししています。



子どもの学習支援の様子

問合せ 共生推進課 電話 31-1294(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆子どもの居場所づくり

地域のつながりや支え合いの推進として、大人と子どもが交流できる居場所づくりを支援しています。

- ・団体の相談支援
- ・住民主体の子どもの居場所づくりを実施する団体への活動助成

問合せ 共生推進課 電話 31-1294(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆子どもを対象とした地域福祉活動のネットワーク

子どもを対象とした地域福祉活動団体、関係機関等の情報交換会を開催し、ネットワークづくりを行っています。

- ・活動団体の情報交換会
- ・活動団体・関係機関を対象とした講演会

問合せ 共生推進課 電話 31-1294(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆子ども生活応援事業

- ・子どものいる生活困窮世帯に対し、オムツや粉ミルク等の食料による支援を行っています。
- ・子どものいる生活困窮世帯に対し、子どもの成長に必要な備品を購入して配布する「子ども応援ギフト」を行っています。

問合せ 暮らし応援課 電話 34-1132(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆交通遺児激励金の支給

保護者等が交通事故で死亡、または、著しい後遺障がいのために働けなくなった家庭の18歳以下の児童を対象に、激励金・入学卒業祝金の支給を行っています。

問合せ 総務課 電話 34-1131(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆高校生等就学応援の支給

経済的理由から高等学校等の就学が困難な生徒を対象として、就学に必要な資金の支給を行っています。

問合せ 暮らし応援課 電話 34-1132(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◇社協権利擁護事業

◆日常生活自立支援事業

豊田市内に居住し、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行います(契約審査会の承認が必要です)。

費用 初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担(1回1,200円)あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預ける場合は月額250円必要。

問合せ くらし応援課 電話 31-9671(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆生活支援員派遣事業

豊田市内に居住し、親族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体障がい者、身体の不自由な高齢者、豊田市生活困窮者自立支援事業決定者を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行います。

費用 初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担(1回1,200円)あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預かる場合は月額250円必要。

問合せ くらし応援課 電話 31-9671(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆豊田市成年後見支援センター＜成年後見制度の利用促進＞

成年後見制度は判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるための制度です。

センターでは、成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、福祉関係機関と連携しながら支援していきます。

また、成年後見制度の理解促進を目的とした講座及びイベントなどを開催しています。

問合せ くらし応援課 電話 63-5566(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◆身寄りを頼ることができない方への支援事業

○権利擁護支援コーディネーターの配置

身寄りを頼ることができない方の様々な困りごとについて、福祉の相談経験を持つ専門職が相談を止め一緒に考えます。また、必要なサービスや支援機関等につなげ、困りごとや不安解消の支援をします。

問合せ くらし応援課 電話 63-5595(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

○結(ゆい)サポート～くらし安心事業～

豊田市内に居住し、身近に頼れる親族などがいない方が安心して生活を送れるよう、日ごろの見守りや、入院・施設入所等の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことなどについて支援します。

問合せ くらし応援課 電話 63-5595(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

◇福祉備品の貸出

在宅生活支援、ボランティア活動や福祉行事のために貸出します。

備 品 名	貸出期間	貸出窓口
点字器	6か月以内	共生推進課、旭支所、足助支所、下山支所、藤岡支所
松葉杖	3か月以内	総務課
ポータブルトイレ	1か月以内	藤岡支所
車いす	7日以内	共生推進課
高齢者疑似体験セット	7日以内	共生推進課
片麻痺疑似体験セット	7日以内	稲武支所
妊婦体験セット	7日以内	共生推進課
プロジェクター	7日以内	共生推進課
スクリーン	7日以内	共生推進課
障がい者スポーツ用ダーツセット	7日以内	障がい者福祉会館
レクリエーション吹き矢セット	7日以内	障がい者福祉会館
ボッチャセット	7日以内	障がい者福祉会館

* 保有数には限りがあります。貸出中の場合もありますのでご了承ください。

* 使用者は市内在住の個人・団体に限ります。

◇ハイエースの貸出

福祉活動支援のためにハイエースを貸出します。

区 分	内 容
定 員 等	ハイエース 10人(運転手含む)
対 象	市内で活動する福祉団体並びに被福祉団体
使 用 目 的	1 国、県、市等の主催する行事または公益的、公共的行事への参加 2 非常災害時等の救助活動 3 本会会長が市民の福祉向上のために必要と認めた場合
期 間	2日間以内
行 先	県内のみ(ただし、期間内に戻れる範囲に限る)
使 用 料	無料(ただし、運行に要する通行料、駐車料金等は利用者負担)
燃 料 費	有料(ただし、行先が市内及びみよし市のみの場合は無料)
運 転 手	運転手は利用者が確保
災 害 補 償	車両貸出中に発生した事故に対する補償は、当該車両が加入している保険の範囲内とし、保険の対象にならない損害賠償等一切の責任はすべて利用者が負うものとする
申 込 方 法	利用許可申請書を利用日の20日前までに提出 (利用希望月の6か月前から予約可能)
問 合 せ	豊田市福祉センター 総務課 電話 34-1131(日・月曜日・祝日及び年末年始を除く)

※ハイエースは普通免許で運転が可能です。

◇車いすの貸出

一時的に必要な方に貸出します。

対 象 者	自宅での生活を継続するために一時的に必要とする方 (市内に住所を有する方、団体)
期 間	原則として1か月以内
貸出窓口	総務課、豊寿園、障がい者福祉会館、各社協支所、出張所

* 保有台数には限りがあります。

◇車いす用福祉車両の貸出

市内に住所を有する車いす利用者の方及び介助者の方に貸出します。

区 分	内 容
使 用 目 的	日常生活の維持向上、社会参加
期 間	3日以内
使 用 料	無料(ただし、運行に要する通行料、駐車料金等は利用者負担)
燃 料 費	有料(1kmあたり10円)
運 転 手	利用者で確保 (運転者は、車両の運転に必要な免許証を取得後6か月以上経過している方)
申 込 方 法	電話で仮予約後、利用許可申請書を提出 (利用希望月の1か月前から予約可能)

* 詳しくは貸出窓口(下表)までお問い合わせください。

貸出窓口・車両定員など

貸出窓口		車両名称	車両定員	車いす用 スペース
豊田市福祉センター	電話 34-1131	ヴォクシー タント	5人 3人	1台
老人福祉センター豊寿園	電話 27-2200	シエンタ	4人	
足助まめだ館	電話 62-1857	N-BOX	3人	
稲武福祉センター	電話 82-2068	アトレー		
下山保健福祉センターまどいの丘	電話 90-4005	スペーシア		
老人福祉センターぬくもりの里	電話 68-3890	アトレーワゴン		
小原福祉センターふくしの里	電話 65-3350	アトレー	4人	
藤岡福祉センターふじのさと	電話 76-3606	スペーシア	3人	



ヴォクシー

在宅福祉の充実

◇介護人材育成・確保事業

◆「介護の仕事相談会 in とよた」の開催

介護人材の確保及び介護業界のイメージアップを目的に、市内の介護事業者によるブース形式の個別相談会を実施しています。ブースでの個別相談だけでなく、介護の写真展の開催やハローワーク職員による就職活動ワンポイントアドバイス等を行っています。令和6年度は25事業所がブースを出展し、48名の来場がありました。



個別ブースの様子



介護の写真展

◆介護職員初任者研修の開催

介護の仕事に興味のある方、市内の介護事業所に勤務する意思のある方を対象に、介護現場で活かせる資格を取得できる機会を提供し、介護人材の確保につなげています。令和6年度は豊田市福祉センター、豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館の2ヶ所で実施し34名の方が修了されました。



介護職員初任者研修の様子

◆訪問介護職場体験の実施

介護の仕事に関心のある者や就労希望者が、訪問介護(ホームヘルプ)の仕事の理解を深め、適性や職場環境を知り、就職後のミスマッチを防止することを目的として、訪問介護職場体験を実施しました。令和6年では令和6年6月から令和7年1月までの期間に実施し、29名の方が市内事業所の訪問介護職員に同行して見学・体験をされ、6名の方が介護の仕事に就職し、活躍しています。

◇高齢者福祉、介護保険事業

◆訪問介護事業(ホームヘルプ)

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事介助その他生活全般にわたる援助を行います。

問合せ 29頁の各施設の事業実施状況の施設

◆通所介護事業(デイサービス)

日常生活上の世話及び食事・入浴サービス等の援助を行い、社会的孤立の解消、心身機能の維持、家族の精神負担の軽減を図ります。

問合せ 29頁の各施設の事業実施状況の施設



通所介護事業の様子

◆生活支援通所サービス

豊田市内に居住し、要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方を対象とした、短時間型の通所サービスで、体操等をしながら介護予防に取り組みます。

問合せ ・旭支所(ぬくもりの里 旭さんさん生活支援通所サービス)

・足助支所(足助はつらつクラブ)

・稲武支所(稲武かくしゃく塾)

・小原支所(小原ますますクラブ)

・下山支所(おいでんクラブ)

・藤岡支所(にじいろクラブ)

* 詳細は各支所にお問合せください



生活支援通所サービスの様子

◆高齢者支援事業(高齢者生活支援ハウス)

市内に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方または家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方を対象に安心して生活ができるように支援します。

問合せ 稲武支所 電話 82-2068

◇障がい福祉、障害者総合支援事業

◆障がい児(者)居宅介護等事業

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児の在宅生活を支援するため、身体介護・家事援助等の居宅介護又は外出支援の援助を行います。

問合せ 29頁の各施設の事業実施状況の施設

◆生活介護・地域生活支援デイ

障がい者の心身の特性に応じて、その人の持つ能力に応じ必要な日常生活上の支援及び食事サービス、入浴サービス、機能訓練、作業活動、創作活動を提供することによって心豊かな生活が送れるよう支援します。また、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

問合せ 29頁の各施設の事業実施状況の施設

◆地域活動支援センターⅢ型

(はばたき工房・ポジティブ21いなぶ)

市内に居住する精神障がい者(医療を受けている人)を対象に、軽作業・スポーツ・レクリエーション・教養・文化活動・社会適応活動を行い、仲間づくりや憩いの場を提供し就労意欲と社会適応能力の向上を図り、社会復帰を目指します。ポジティブ 21 いなぶは身体・知的障がい者も対象です。

問合せ ・(はばたき工房) 障がい者総合福祉会館

電話 34-2940

・(ポジティブ 21 いなぶ) 稲武支所

電話 82-2068



はばたき工房の様子

◆日中短期入所事業

在宅で生活している障がい児(者)を対象に「日中の活動場所がほしい」「家族の都合で預けたい」といったご要望にお応えします。

問合せ 障がい者総合福祉会館 電話 34-2940

◇児童福祉事業

◆子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援するため、ホームヘルパーが訪問します。

問合せ ・旭 支 所 電話 68-3890

・足助支所 電話 62-1857

・稲武支所 電話 82-2068

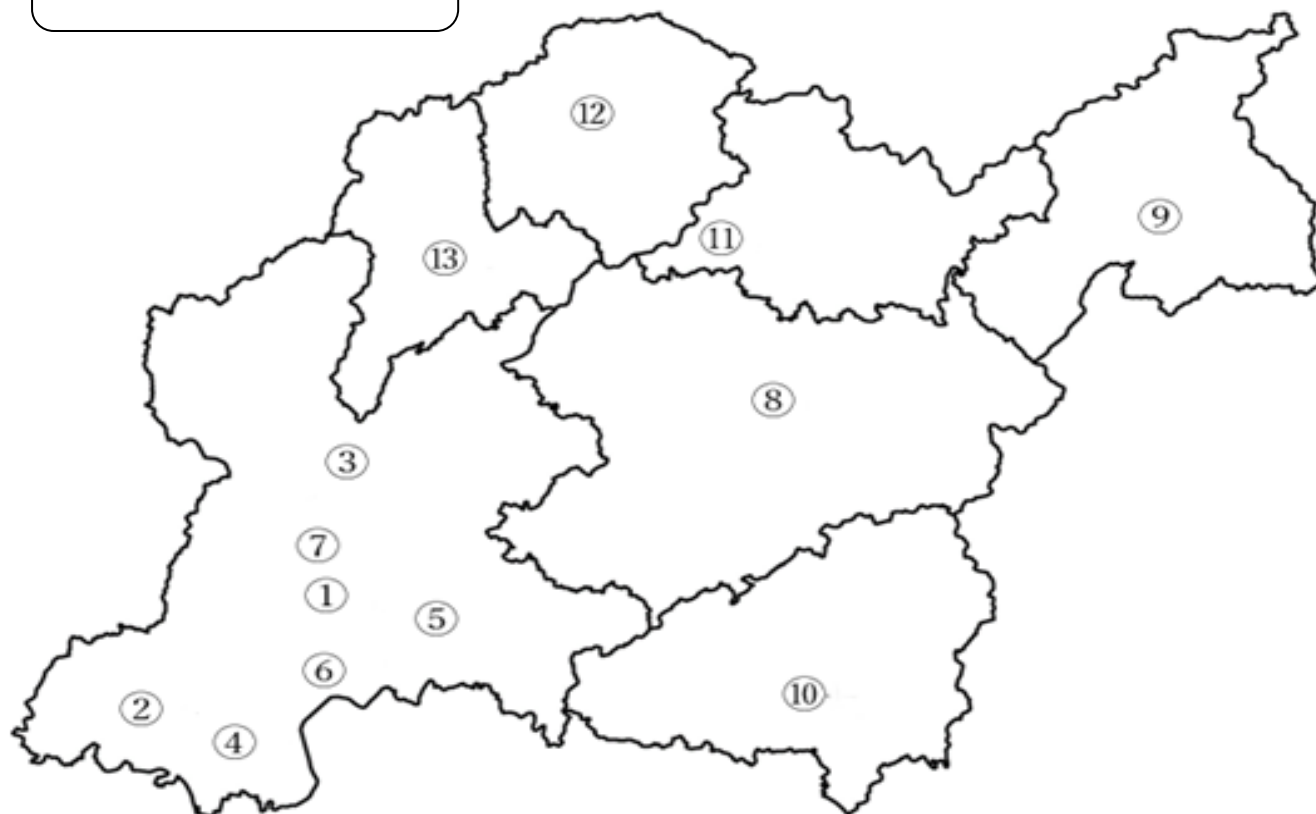
・藤岡支所 電話 76-3606

事業区分 施設名		高齢				障がい				
		居宅介護支援 （ケアマネジャー）	訪問介護 （ホームヘルプ）	通所介護 （デイサービス）	生活支援通所 サービス	相談支援事業	居宅介護 （ホームヘルプ）	生活介護 地域生活支援デイ （デイサービス）	地域活動支援 センターⅢ型	日中短期入所
福祉センター	営業日					火～土 （祝日は休み）				
	営業時間					8:30～17:15				
障がい者福祉 会館	営業日							火～土 （祝日は休み）	火～土 （祝日は休み）	火～土 （祝日は休み）
	営業時間							9:30～15:45	9:30～15:35	9:30～15:45
旭支所	営業日	月～金 （祝日は休み）	月～土	月～土	月～金（祝日は休 み）＊支所以外の 会場もあります		月～土	月～土		
	営業時間	8:30～17:15	8:00～19:00	10:00～16:00	10:30～14:30		8:00～19:00	10:00～16:00		
足助支所	営業日	月～金（祝日は休 み）	月～金 （祝日は休み）	月～土	月～金（祝日は休 み）＊支所以外の 会場もあります	月～金 （祝日は休み）	月～金 （祝日は休み）	月～金 （祝日は休み）		
	営業時間	8:30～17:15	8:30～17:15	10:00～16:00	9:30～12:00、 13:30～16:00	8:30～17:15	8:30～17:15	10:00～16:15		
稲武支所	営業日	月～金 （祝日は休み）	月～金	月～金	月～金 （祝日は休み）		月～金		月～金 （祝日は休み）	
	営業時間	8:30～17:15	8:30～17:15	9:40～15:40	11:00～14:30		8:30～17:15		9:30～15:00	
小原支所	営業日	月～金 （祝日は休み）		月～土 （祝日は休み）	火・水・金 （祝日は休み）					
	営業時間	8:30～17:15		10:30～15:30	10:00～12:00					
下山支所	営業日	月～金 （祝日は休み）		月～土	火～金 （祝日は休み）			月		
	営業時間	8:30～17:15		10:00～16:00	11:00～14:30			10:00～15:00		
藤岡支所	営業日	月～金 （祝日は休み）	月～土 （祝日は休み）	月～金 （祝日は休み）	火～金 （祝日は休み）		月～土 （祝日は休み）	月～金 （祝日は休み）		
	営業時間	8:30～17:15	8:30～17:15	10:15～15:15	11:00～14:00		8:30～17:15	10:30～15:00		

【ケアマネジャー・相談支援】要介護者、障がい者（児）の希望をお聞きして、ヘルパーやデイサービス等のサービスの調整をします。
【ホームヘルプ】要支援・要介護者・障がい者（児）の自宅を訪問して、掃除や調理等の家事や入浴や食事の世話等身体面の介護を行います。
【デイサービス】デイサービスセンターに通って、入浴や食事をしたり、リハビリやレクリエーションを楽しみます。
【生活支援通所サービス】短時間型の通所サービスで、レクリエーション等しながら介護予防を行います。

【地域活動支援センターⅢ型】障がい者を対象に軽作業、社会適応活動を通じて社会復帰を目指します。
【日中短期入所】在宅で生活する障がい児（者）が、日中の過ごし場所として単発（1日）で利用できます。

管理施設の紹介



	施 設 名 称
①	豊田市福祉センター ＜総務課、共生推進課、くらし応援課＞
②	高岡コミュニティセンター 1階 ＜共生推進課【高岡出張所】＞
③	猿投コミュニティセンター 1階 ＜共生推進課【猿投出張所】＞
④	上郷コミュニティセンター 1階 ＜共生推進課【上郷出張所】＞
⑤	高橋コミュニティセンター 1階 ＜共生推進課【高橋・松平出張所】＞
⑥	豊田市老人福祉センター豊寿園
⑦	豊田市障がい者総合福祉会館 ＜障がい者福祉会館、サン・アビリティーズ豊田＞
⑧	豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館 ＜足助支所＞
⑨	豊田市稲武福祉センター ＜稲武支所、高齢者生活支援ハウス＞
⑩	豊田市下山保健福祉センターまどいの丘 ＜下山支所＞
⑪	豊田市老人福祉センターぬくもりの里 ＜旭支所＞
⑫	豊田市小原福祉センターふくしの里 ＜小原支所＞
⑬	豊田市藤岡福祉センターふじのさと ＜藤岡支所＞

◇管理施設の紹介



豊田市福祉センター

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1

電話 34-1131

FAX 32-6011

Eメール soumu@toyota-shakyo.jp

福祉センターは、福祉サービスの提供及び担い手育成の場としての福祉活動の中核拠点です。ボランティア活動の支援、各種福祉相談、社会福祉の事業並びに福祉団体の活動の場を提供する施設です。

利用案内

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 祝日を除く月曜日
年末年始(12月28日～1月4日)

利用者 ①福祉団体(減免登録団体が活動目的に該当する利用を行う場合は無料)
②一般の方(有料。営利目的の場合は3階会議室の利用不可)

利用方法 公共施設予約システムによるインターネットでの利用申請。利用申請を行うには、事前の「利用者登録」が必要。抽選申込(7か月前の15日～21日)と先着利用予約(6か月前)の2つの方法があります。

※定員や使用料等はホームページまたは利用の手引きをご覧ください。

<https://toyota-shakyo.jp/>



※駐車可能台数には限りがあります(約330台分)ので、乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力ください。

※1階の情報コーナーでは、福祉をはじめとした市民向けの情報を展示しています。



豊田市老人福祉センター豊寿園

〒470-1202

豊田市渡刈町5丁目200番地

電話 27-2200

FAX 28-7343

Eメール houshuen@toyota-shakyo.jp

豊寿園は、豊田市内にお住まいの60歳以上の方ならどなたでも気軽に利用できる施設です。高齢者の各種相談、健康の増進、生きがいや教養の向上の場としてご活用いただけます。

利用案内

開館時間 午前9時から午後4時30分まで

(入浴施設 午後3時30分まで)

※入浴施設最終受付:午後3時15分

休館日 日曜日、祝日(敬老の日は除く)
年末年始(12月28日～1月4日)

利用者 市内に居住する60歳以上の方

利用料 無料

利用方法 ・個人利用

事務所にて受付

・団体利用

事前予約受付

(主な利用団体: 自治区、高齢者クラブ等)



豊田市障がい者福祉会館

〒471-0062

豊田市西山町5丁目2番地6

電話 34-2940

FAX 35-2833

Eメール s-fukushi@toyota-shakyo.jp

障がい者福祉会館は、心身に障がいのある皆さんの、個々の障がいに応じた作業・訓練及び関係団体の活動拠点としての施設です。

※駐車可能台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力ください。



サン・アビリティーズ豊田

〒471-0062

豊田市西山町5丁目2番地6

電話 33-5631

FAX 33-0114

サン・アビリティーズ豊田は、障がい者の皆さんの社会参加と残存能力の向上を促進するとともに、障がい者と健常者の相互理解とふれあいの場を広げることを目的とした施設です。

※駐車可能台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力ください。

利用案内

開館時間 午前9時から午後9時まで
休館日 月曜日・年末年始(12月28日～1月4日)
利用者 市内で活動を行っている障がい者(その家族含む)及び障がい者関係のボランティア団体として登録した団体
利用料

	利用区分	金額
1階	機能回復訓練室	無料
	日常生活訓練室	
	入浴室	
	和室	
	団体活動室1～4	
	図書室	
地階	会議室	

利用方法 登録団体は、利用希望日の3か月前から予約できます(公共施設予約システム、電話、FAX、事務所窓口)。

利用案内

開館時間 午前9時から午後9時まで
休館日 月曜日・年末年始(12月28日～1月4日)
利用者 ①登録団体(障がい者団体及び障がい者関係のボランティア団体 無料)
②障がい者及びその家族(無料)
③一般の方(有料 利用料表参照)
利用料 (市内に住所を有する場合)

利用区分		午前	午後	夜間
体育室	全面	3,100	3,100	3,100
	2/3	2,060	2,060	2,060
	1/2	1,550	1,550	1,550
	1/3	1,030	1,030	1,030
研修室		1,500	1,500	1,500
多目的ホール		600	600	600
和室		500	500	500
音楽室		400	400	400

※その他詳細は、HP等でご確認ください。

<https://toyota-shakyo.jp/235/>

利用方法 登録団体は利用希望日の3か月前から、登録のない障がい者・一般の方は1か月前から予約できます(公共施設予約システム、電話、FAX、事務所窓口)。



豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館

〒444-2424

豊田市足助町東貝戸10番地

電話 62-1857

FAX 61-1115

Eメール asuke@toyota-shakyo.jp

足助まめだ館は、高齢者の介護予防、レクリエーション活動等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設です。

利用案内

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 日曜日

年末年始(12月29日～1月4日)

利用者 市内に住所を有する60歳以上の方

その他市長が適当と認めた方

利用方法 事務所にて受付

利用料 (市内に住所を有する場合)

区 分	金 額
会議室	1時間300円
和室	1時間200円

利用案内

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 土・日曜日及び祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 市内に住所を有する下記の方

高齢者、心身障がい者(児)、福祉の向上
及び健康の増進を図る方(団体)

その他市長が適当と認めた方

利用方法 事務所にて受付

利用料

区 分	金 額※減免措置あり
集会室・作業室	1室1時間当たり 400円
会議室	1室1時間当たり 200円
浴室	1人1回当たり 150円

○高齢者生活支援ハウス

利用者 市内に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方または家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方

利用料 収入に応じた月額利用料及び光熱水費

※詳しくは窓口にお問い合わせ下さい



豊田市稲武福祉センター

〒441-2521

豊田市桑原町中村5番地

電話 82-2068

FAX 82-3604

Eメール inabu@toyota-shakyo.jp

稲武福祉センターは、高齢者、心身障がい者等の福祉の向上及び健康の増進を図るための施設です。



豊田市下山保健福祉センターまどいの丘

〒444-3252

豊田市神殿町中切7番地2

電話 90-4005

FAX 90-2419

Eメール shimoyama@toyota-shakyo.jp

まどいの丘は、市民の健康の保持増進及び福祉に関する相談や情報提供など保健及び福祉のサービスを総合的に行う施設です。

また、下山地区災害時の指定避難場所でもあります。

利用案内

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 土・日曜日及び祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 一般市民及び福祉団体

利用方法 事務所にて受付

利用料

多目的利用室	1時間 400 円
調理実習室	1時間 400 円

〇生きがい活動センター

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 一般市民及び福祉団体

利用方法 事務所にて受付

利用料 (市内に住所を有する場合)

			金 額	
区 分			9:00～13:00 13:00～17:00	17:00～21:00
弓 道 場	個人 利用	大人	200 円	300 円
		小人	100 円	150 円
	専用利用		1,000 円	1,500 円
和 室			700 円	700 円

※減免措置あり

詳しくは窓口にお問い合わせください。

※営利又は宣伝を目的とする場合の施設利用料は、3倍の額となります。



豊田市老人福祉センターぬくもりの里

〒444-2824

豊田市池島町屋ヶ平22番地

電話 68-3890

FAX 68-2801

Eメール asahi@toyota-shakyo.jp

ぬくもりの里は、高齢者の福祉の向上及び健康の増進を図り、高齢者の福祉意識の高揚と福祉サービスの提供と相談、[助言](#)、代行申請業務を行い、高齢者に安心して在宅で生活していただくための施設です。



ぬくもりの里マスコットキャラクター
「ぬっくん」

利用案内

開館時間 午前8時30分から午後5時まで

休館日 日曜日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 市内に住所を有する60歳以上の方
高齢者福祉の増進を推進する団体

利用方法 事務所にて受付

利用料 無料



豊田市小原福祉センターふくしの里

〒470-0564

豊田市沢田町梅ノ木574番地

電話 65-3350

FAX 65-3705

Eメール obara@toyota-shakyo.jp

ふくしの里は、地域の福祉活動の拠点として、福祉ニーズに応じた相談や福祉サービスの提供を総合的に行う等、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るための施設です。

利用案内

開館時間 午前9時から午後5時まで

(入浴は午前10時～午後4時まで)

休館日 日曜日及び祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 市民及び社会福祉増進のための団体

(一般の方の利用も可)

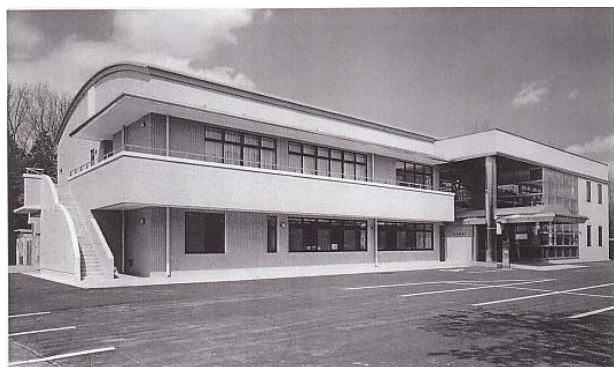
利用方法 事務所にて受付

利用料 (市内に住所を有する場合)

区 分		金 額
浴室	高齢者(60歳以上) 障がい者・児童	1人1回当たり 300 円
	その他の者	1人1回当たり 600 円
研修室1・研修室2		1室1時間当たり 100 円

※研修室は減免措置あり

詳しくは窓口にお問い合わせください。



豊田市藤岡福祉センターふじのさと

〒470-0451

豊田市藤岡飯野町坂口1207番地2

電話 76-3606

FAX 76-3608

Eメール fujioka@toyota-shakyo.jp

ふじのさととは、市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図るための施設です。

利用案内

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 土・日曜日及び祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

利用者 心身障がい者(児)、高齢者、福祉団体及びボランティア活動者等の社会福祉関係者等
(一般利用も可)

利用方法 事務所にて受付

利用料 (市内に住所を有する場合)

多目的利用室	1時間 700 円
研修室	1時間 300 円
ボランティア会議室 健康相談室 生活相談室	1時間 100 円

※減免措置あり



豊田市社会福祉協議会は、皆様からの 会員会費・寄付金により支えられています

豊田市社会福祉協議会は、『安心して自分らしく生きられる支え合いのまち』を目指して地域福祉を推進する民間の団体です。

皆様からお寄せいただいた会員会費・寄付金を財源に、様々な社会福祉事業を行っています。皆様からのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

会員区分	会費	会員区分	会費
普通会員	世帯で 300 円以上	団体会員	一口 2,000 円
賛助会員	世帯で 1,000 円以上	施設会員	一口 2,000 円
法人会員	一口 3,000 円		

寄付金・会員会費の目的	具体的な使い道
◆社会福祉のために  写真：車いす用車両	・ 児童生徒を対象とした福祉実践教室の開催 ・ 福祉車両（車いす用車両）の貸出 ・ とよた市民福祉大学による地域の担い手の育成 ・ 地域ふれあいサロンの運営支援
◆社会福祉協議会の運営のために （基本財産への寄付）	・ 地域福祉や在宅福祉推進のための専門職員の養成、および人材の確保
◆地域福祉活動、ボランティア活動支援のために （地域福祉活動基金への寄付）  写真：ボランティア情報交換会の様子	・ ボランティアセンターによる地域参加活動の支援 ・ ボランティア相談の受付、活動調整、ボランティア保険加入支援 ・ ボランティア活動への助成 ・ ぼらんていあだよりやホームページ等によるボランティア情報の発信 ・ ボランティア情報交換会の開催
◆生活困窮者支援のために	・ 緊急援助貸付（一時的な生活費の貸付）の相談支援 ・ 生活困窮者への食糧支援や日用品の支給
◆子ども応援のために （子ども基金への寄付）  写真：子ども食堂の様子	・ ボランティアグループが行う子ども食堂、子ども学習支援への助成 ・ 交通遺児へ入学・卒業祝金等の支給 ・ 高校生等就学応援金の支給
◆市民による権利擁護支援活動のために （権利擁護基金への寄付）	・ とよた市民後見人等の活動支援 ・ 高齢、障がい福祉サービス事業所の権利擁護に関わる活動支援 ・ 身寄りを頼ることができない方への支援

遺贈等のご相談もお受けしています。



社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

〒471-0877

愛知県豊田市錦町1丁目1番地1

豊田市福祉センター

TEL 0565-34-1131

FAX 0565-32-6011

(日・月曜日及び祝日はお休みです)

ホームページ <https://toyota-shakyo.jp/>

Eメール soumu@toyota-shakyo.jp



豊寿園

障がい者総合福祉会館

共生推進課

上郷出張所

猿投出張所

高岡出張所

高橋・松平出張所

TEL:27-2200

TEL:34-2940

TEL:31-1294

TEL:41-5088

TEL:41-3082

TEL:85-7720

TEL:85-1120

FAX:28-7343

FAX:35-2833

FAX:33-2346

FAX:41-5099

FAX:41-3083

FAX:85-7733

FAX:85-1122

くらし応援課

基幹包括支援センター

足助支所

稲武支所

下山支所

旭支所

小原支所

藤岡支所

TEL:31-9671

TEL:63-5279

TEL:62-1857

TEL:82-2068

TEL:90-4005

TEL:68-3890

TEL:65-3350

TEL:76-3606

FAX:33-2346

FAX:63-5281

FAX:61-1115

FAX:82-3604

FAX:90-2419

FAX:68-2801

FAX:65-3705

FAX:76-3608